

## 【都市計画税の使途】

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する経費に充てられる目的税です。令和3(2021年度)から税率引き下げ(0.27%→0.26%(令和3年度のみ0.25%))を行っています。なお、一般会計当初予算(案)における都市計画税の充当状況は、以下のとおりです。決算において生じた余剰金は国立市都市計画事業基金に積み立て、今後予定される都市計画事業に充当していきます。

### 【歳入】

都市計画税 1,283,166 千円

### 【歳出】

都市計画事業に要する経費 2,273,485 千円

(単位：千円)

事業区分		令和5年度 (2023年度) 予算額	財源内訳					
			特定財源				一般財源等	
			国庫支出金	都支出金	地方債	その他	うち都市計画 税充当分	
都市計画事業	街路事業	133,000	18,600	9,300	38,700	0	66,400	33,100
	公園事業	1,000	0	0	0	0	1,000	500
	下水道事業	1,092,331	102,866	12,103	913,000	0	64,362	28,466
	小計	1,226,331	121,466	21,403	951,700	0	131,762	62,066
地方債償還額	一般会計	208,280	0	0	0	0	208,280	208,280
	下水道事業会計	838,874	0	0	0	0	838,874	497,899
	小計	1,047,154	0	0	0	0	1,047,154	706,179
合計		2,273,485	121,466	21,403	951,700	0	1,178,916	768,245

※一般財源等には、都市計画事業基金繰入金を含みます。

都市計画税収入	1,283,166
過充当額	514,921